

○茅野市ネーミングライツ事業実施要綱

令和5年2月27日

告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツ事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市が所有する施設、主催するイベント等（庁舎、学校等の市民生活に混乱又は誤解を招くおそれがあるものとして、市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等を除く。）について、愛称を付与する権利のことをいう。ただし、条例、規則等に記載された施設の名称は変更しないものとする。
- (2) ネーミングライツパートナー 市とネーミングライツに関する契約を締結した企業、団体等をいう。
- (3) ネーミングライツ料 市がネーミングライツパートナーから得るネーミングライツの対価をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 ネーミングライツパートナーにネーミングライツを付与し、ネーミングライツ料を得ることを契約により行うことをいう。

(ネーミングライツ事業の類型)

第3条 ネーミングライツ事業の類型は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定募集型 市が公募した施設について企業、団体等が応募するもの
- (2) 提案募集型 市が公募した施設以外の施設について企業、団体等が提案するもの
(ネーミングライツパートナーの制限)

第4条 次の各号に該当する者は、ネーミングライツパートナーになることができない。

- (1) 法令に違反しているもの
- (2) 応募時に、市税等の滞納があるもの
- (3) 応募時に、市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- (4) 代表者等（役員等であつて、経営に事実上参加している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員等であるもの
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中のもの
- (6) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (7) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営むもの
- (8) 政治又は宗教に関する事業を行うもの
- (9) その他市長がネーミングライツパートナーとして不適当であると認めるもの

(ネーミングライツパートナーの特典)

第5条 ネーミングライツパートナーは、市長と協議の上、ネーミングライツの他に次の

特典を付与することができる。この場合において、設置、変更、原形復旧等（以下次号において「変更等」という。）に関わる費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

- (1) 施設内外の施設看板、案内看板等の表示の変更等
- (2) 当該施設における企業、団体等の販売促進物品の展示、広告、頒布等
(愛称の制限)

第6条 次の各号に該当する愛称は認めない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 青少年の健全な育成を阻害するもの
- (6) その他市長が不適当と認めるもの

(特定募集型の公募の方法等)

第7条 特定募集型の公募の方法は、ネーミングライツ事業ごとに市長が別に定める。

- 2 市長は、前項の公募に応募した者について、ネーミングライツパートナーの情報、ネーミングライツ料、愛称等の選定基準に基づき審査し、ネーミングライツパートナーを決定するものとする。

(提案募集型の提案の審査等)

第8条 市長は、提案募集型の提案があったときは、前条第2項の選定基準に基づき審査し、ネーミングライツパートナーを決定するものとする。

- 2 市長は、提案募集型の提案があった場合において、特定募集型により公募した方が効果的であると判断した場合は、特定募集型に変更することができる。

(ネーミングライツ事業の期間)

第9条 ネーミングライツ事業の期間は、5年以上とする。ただし、市長が必要と認めたときは、変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、ネーミングライツパートナーとの協議により、必要があると判断したときは、当該事業の延長をすることができる。

(愛称に関する責任)

第10条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業で使用した愛称に関する責任を負うものとする。

(審査委員会)

第11条 ネーミングライツパートナーの選定、施設の愛称、ネーミングライツ料、ネーミングライツ事業の期間等の審査は、茅野市広告掲載実施要綱（平成23年茅野市告示第316号）第8条に規定する茅野市広告審査委員会が行うものとする。

(ネーミングライツパートナー等の決定及び公表)

第12条 市長は、ネーミングライツパートナーが決定した場合に、市の広報紙、ホームページ等により、ネーミングライツパートナー、施設の愛称、ネーミングライツ料、ネーミングライツ事業の期間等について公表する。

(事業の取消し)

第13条 市長は、ネーミングライツ事業が次の各号に該当するときは、これを取り消すことができる。

- (1) 市が、指定する期日までにネーミングライツ料が納入されないとき。
 - (2) ネーミングライツパートナーが、この告示又はネーミングライツ事業ごとに市長が別に定める事項のほか、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - (4) ネーミングライツパートナーが、契約解除の申出をしたとき。
 - (5) その他市長がネーミングライツ事業に支障があると認めるとき。
- (ネーミングライツ料の還付)

第14条 前条の規定による取消しがあった場合は、既に納付されたネーミングライツ料は、還付しない。ただし、市の責めに帰すべき事由によりネーミングライツ事業ができなかった場合は、この限りでない。

(違約金)

第15条 ネーミングライツパートナーは、契約解除の申出を行ったときは、支払がされていない期間の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(原形復旧)

第16条 ネーミングライツパートナーは、当該事業を終了するときは、遅滞なく当該施設等をネーミングライツ事業の開始前の現状に回復しなければならない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。